

麻薬及び向精神薬取締法、同法施行規則及び関係通知改正の概要 (平成28年4月1日施行)

1 麻薬及び向精神薬取締法の改正

(1) 麻薬取扱者免許有効期間の変更 (麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬研究者等)

「免許の日からその日の属する年の翌年の12月31日まで」から「免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで」に変更

- ・これにより、免許有効期間が「最長2年」から「最長3年」となるが、既に受けている免許の有効期間に変更はない。
- ・申請書等の様式の変更はない。

2 麻薬及び向精神薬取締法施行規則及び関係通知改正

(1) 麻薬小売業者間譲渡許可権限の移譲

許可等に係る権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲される。

- ・これにより、受付窓口が四国厚生支局から、県内各保健所(松山市保健所を除く)となる。
- ・既に四国厚生支局長の当該許可を受けている者についても、各種申請等の受付窓口は県内各保健所(松山市保健所を除く)となる。
- ・当該申請等に係る手数料は徴収しない。

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可有効期間の変更

「許可の日からその日の属する年の12月31日まで」から「許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで」に変更

- ・これにより、許可有効期間が「最長1年」から「最長3年」となるが、既に受けている許可の有効期間に変更はない。

(3) 麻薬小売業者間譲渡許可業者に係る新たな届出事項の追加

次の届出事項が追加される。

- ① 許可有効期間内に、許可業者のいずれかが、他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき(麻薬小売業者間のグループから離脱するとき)の届出
⇒麻薬小売業者間譲渡許可変更届の提出
- ② 許可有効期間内に、当該許可業者以外の麻薬小売業者を加えるときの届出
⇒麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届の事前提出

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可に係る申請等様式の追加、変更

以下の申請等様式が追加、変更された。

- ① 麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届 (新たに追加)
- ② 麻薬小売業者間譲渡許可申請書 (変更)
- ③ 麻薬小売業者間譲渡許可変更届 (変更)

(5) その他変更

- ・麻薬小売業者間譲渡許可書を保存しなければならない期間を「許可日から3年」から「許可日から5年」に変更